

白 石 市 除 染 実 施 計 画 ＜ 第 1 版 ＞

平成 2 4 年 5 月

白 石 市

改正・改訂等の履歴

[illegible]

白石市除染実施計画

＜第1版＞

目次

1	除染等の措置等の実施に関する方針	1
2	除染実施計画の対象となる区域	1
3	除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	2
4	除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置	3
5	土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	5
6	除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	6
7	その他の事項	7
資料1	除染実施区域及び施設	8

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

未曾有の東日本大震災の発生に伴い、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故が起こり、本市一帯に原発事故由来の放射性物質が拡散しました。それにより、市民の日常生活に大きな不安や風評被害等が生じ、復興を目指す我が市にとって重大な障害となっています。

当市は、この原子力発電所の事故に伴う放射性物質漏洩による汚染を除去する等の環境の回復（以下「除染」という。）に取り組んでまいります。当市では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づき除染に取り組み、長期的には追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。

当面は、特措法の基本方針に従い、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下になることを目指しつつ、年間1ミリシーベルトの達成が困難な地域については、平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少（子どもの生活空間については約60%減少）した状態を実現することを目指し、平成26年3月までを第1期として、子ども関連施設や公共施設を中心に除染を行います。

なお、除染の効果や進捗を踏まえ、本計画の内容や期間について、見直しを行うこととします。

2. 除染実施計画の対象となる区域

市が主体となって実施した市内の空間線量率の調査に基づき、区域内の測定結果の平均が毎時0.23マイクロシーベルト以上である区域のうち次の区域並びに日常生活環境の中で子供が多く利用する施設の測定結果の平均が毎時0.23マイクロシーベルト以上の施設を除染が必要な区域として本計画の対象区域とします。

区 域		空間線量率の 範囲（ μ Sv/h）	平均空間線量率 （ μ Sv/h）	除染実施計画 の対象となる 区域
越 河	越河	0.35～0.65	0.51	○
	越河五賀	0.26～0.56	0.40	○
	越河平	0.35～0.67	0.44	○
斎 川	斎川	0.27～0.43	0.31	○
大 鷹 沢	大鷹沢大町	0.21～0.29	0.25	○
	大鷹沢三沢	0.25～0.35	0.30	○
大 平	大平中目	0.26～0.28	0.27	○

小 原	小原	0.18~0.40	0.26	○
--------	----	-----------	------	---

- ※1 大鷹沢大町、大鷹沢三沢、大平中目及び小原の各区域にあつては、一部区域を対象とします。(資料1参照)
- ※2 除染実施計画の対象とならない区域においても、保育園、小中学校及び公園で毎時0.23マイクロシーベルト以上の施設が存在することから、第2版において除染実施計画の対象とします。
- ※3 福岡蔵本地区、福岡八宮地区及び福岡深谷地区の一部については、積雪のため詳細測定を行うことができなかったことから、今後詳細測定を実施して、除染実施計画の対象区域とするかどうかを判断します。

施設名称	空間線量率の 範囲 ($\mu\text{Sv/h}$)	平均空間線量率 ($\mu\text{Sv/h}$)	除染実施計画 の対象となる 区域
大鷹沢小学校	0.31~0.35	0.32	○
大平小学校	0.27~0.35	0.32	○

3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染は、2. に示す除染実施計画の対象となる区域内の以下の除染対象ごとに、以下の実施者が行うものとします。

除染対象	実施者
計画対象区域内の全ての幼稚園・保育園、小中学校	市
計画対象区域内の全ての公園、児童遊び場、スポーツ広場	市
公共施設 ※1	市・県・国
道路(通学路、側溝含む。) ※1	市・県・国・(自治会 ※2)
民有地(戸建て住宅) ※3	市
商業施設、工場、集合住宅 ※3	市
農地	市
牧草地	市
生活圏隣接の森林	市

- ※1 「公共施設」及び「道路(通学路、側溝含む。)」は、具体的に除染する対象について、今後、国・県などと相談し定めることとします。
- ※2 自治会による除染活動に対して、市が線量低減化地域活動支援事業により支援します。
- ※3 民有地(戸建て住宅)、商業施設、工場、集合住宅について、市と所有者とが協議のうえ、市が実施します。なお、その場合、清掃等の簡易的な除染に

ついて、所有者等のご協力をいただくこともあります。

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成23年12月第1版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。平成24年3月29日改定。）の内容に則って除染を行います（除染対象と主な除染措置の内容は、次の表のとおり）。

除染対象	内 容（下記から必要な措置を選択します）	
幼稚園、保育園、小中学校、公園、児童遊び場、スポーツ広場	建屋の洗浄	・ 屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	アスファルト等の除染	・ ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	土地表面の被覆※	・ 汚染されていない土等による被覆
	表土除去及び客土※	・ 庭等における表土等の除去 ・ 客土、圧密による原状回復
	表土除去及び現場保管※	・ 庭等における表土等の上下層の入替え、除去等 ・ 現場保管の際の残土による現状回復
	草木除去	・ 枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・ 落葉の除去、除草
公共施設	建屋の洗浄	・ 屋上、壁面の清掃、拭取り ・ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	アスファルト等の除染	・ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	・ 枝葉の剪定 ・ 落葉の除去、除草
道路（通学路、側溝含む。）	路面洗浄等	・ 散水車及び清掃車によるブラッシング ・ 手作業によるブラシ洗浄 ・ 歩道洗浄、除草
	側溝の清掃	・ 泥等の掻き出し、除草 ・ ブラシ洗浄
	法面の除草	・ 除草

民有地（戸建て住宅）	家屋の除染	・壁面等の清掃、拭取り ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	コンクリート等の除染	・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	・枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
商業施設、工場、集合住宅	建屋の洗浄	・屋上、壁面の清掃、拭取り ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
	アスファルト等の除染	・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	・枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
農地（以下に掲げるものを除く。）	反転耕・深耕	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、碎土、均平化
	農地への措置	・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布
	除草等	・畦畔・農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
農地（永年性作物栽培の農地）	樹皮の洗浄及び剪定・剪枝	・樹皮の洗浄 ・枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去
	除草等	・除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
牧草地	反転耕・深耕	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、碎土、均平化
	牧草地への措置	・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種
	除草等	・畦畔・農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
生活圏隣接の森林	枝打ち・落葉除去等	・枝葉の剪定、枝打ち ・落葉の除去、除草

※「表土除去及び客土」、「表土除去及び現場保管」、「土地表面の被覆」は、いずれかを選択します。

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な放射線マップを作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを上記の表から選択して、除染を実施することとします。

また、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

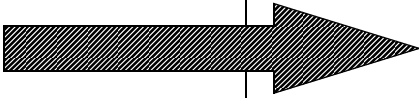
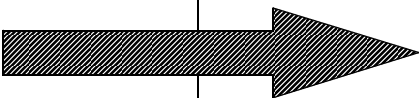
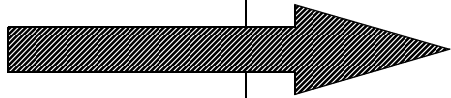
なお、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎

時0.23マイクロシーベルト未満であった場合には、当該区域の除染は実施しません。しかし、この場合であっても、側溝や雨樋下等の局所的に毎時0.23マイクロシーベルトを上回る箇所については、除染を実施することとします。

5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

当市では、長期的に追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるように除染をしてまいります。当面、平成26年3月末までを第1期として、下記のスケジュールで除染に取り組めます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

なお、平成26年3月までに、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は平成26年4月以降の除染の計画やスケジュールを見直します（除染のスケジュールについては、次の表のとおり）。

除染対象	平成24年度	平成25年度
幼稚園、保育園、 小中学校		
公園、児童遊び場、 スポーツ広場		
公共施設		
道路（通学路、側 溝含む。）		
民有地（戸建て住 宅）		
商業施設、工場、 集合住宅		
農地（以下に掲げ るものを除く。）		
農地（永年性作物 栽培の農地）		

牧草地	
生活圏隣接の森林	

6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する土壌（以下「除去土壌」という。）を保管するための仮置き場の設置について、市民の理解を得ながら、早急に検討します。仮置き場については、最大限市民へ影響を及ぼさない場所や処分方法を十分に検討します。

（１）除去土壌の保管場所

仮置き場については、周辺に民家が少なく、かつ、将来に渡って生活環境に影響を及ぼさない場所が望まれます。設置場所の選定、市民の了解、設置工事など、ある程度の時間を要することが想定されます。このような状況を踏まえ、地区から出た除去土壌は、仮置き場が決定されるまでは、その地区内に現場保管することとします。

（２）除去土壌の保管方法

特に仮置き場周辺の市民の安全・安心に配慮するとともに、周辺環境の二次的汚染を引き起こすことのないよう仮置き場の仕様を次のように定め、徹底した安全管理を図ります。

- ・地下水への影響がない場所の選定
- ・地下に水が浸透しないよう遮水シートを敷き、除去土壌等が入ったフレキシブルコンテナ等を置き、放射能汚染のない土を３０cmの厚さで覆土する。
- ・仮置き場に人が近づくことを避けるため、適切な表示物と囲い等を設置し、注意を促す。

また、地区内の現場保管についても、除去土壌の量を勘案しながら、仮置き場と同程度の仕様を施し、周辺住民の安全性に細心の注意を払い、管理します。

なお、いずれの保管場所についても、周辺のモニタリングを定期的を実施し、その結果を市民に公表します。

（３）除去土壌に関する記録の保存

除去土壌については、それらの種類、分量、収集場所、放射線量、収集日時、運搬日時等を正確に記録・保管し、管理します。

7. その他の事項

(1) 住民説明会の開催

除染を迅速に実施するため、地区毎に説明会を開催します。

(2) 除染結果の公表

除染の実施内容及びその結果については、市民に公表していきます。

(3) 継続的なモニタリングの実施

土壌等の除染が適切に実施されたことを確認するため、除染の前後にモニタリングを行うとともに、モニタリング調査を継続して実施していきます。

特に、子どもの生活環境に関連する公共施設等については、除染後も定期的に空間放射線量率を測定します。

また、空間放射線量率の測定結果及び除染の実施状況や除染による効果については、広報しろいし及びホームページ等で随時公表します。

(4) 市民との協働による除染活動の推進

本計画に基づき、市が主体となり除染に取り組めますが、汚染の範囲が広大であることから、行政だけで早急に除染を進めるのは困難です。よって、市民の皆さんの協力をいただきながら、市民との協働による除染活動を推進していきます。

なお、市民が除染を行う場合には、市は、事前に作業方法や留意事項の説明を十分に行います。

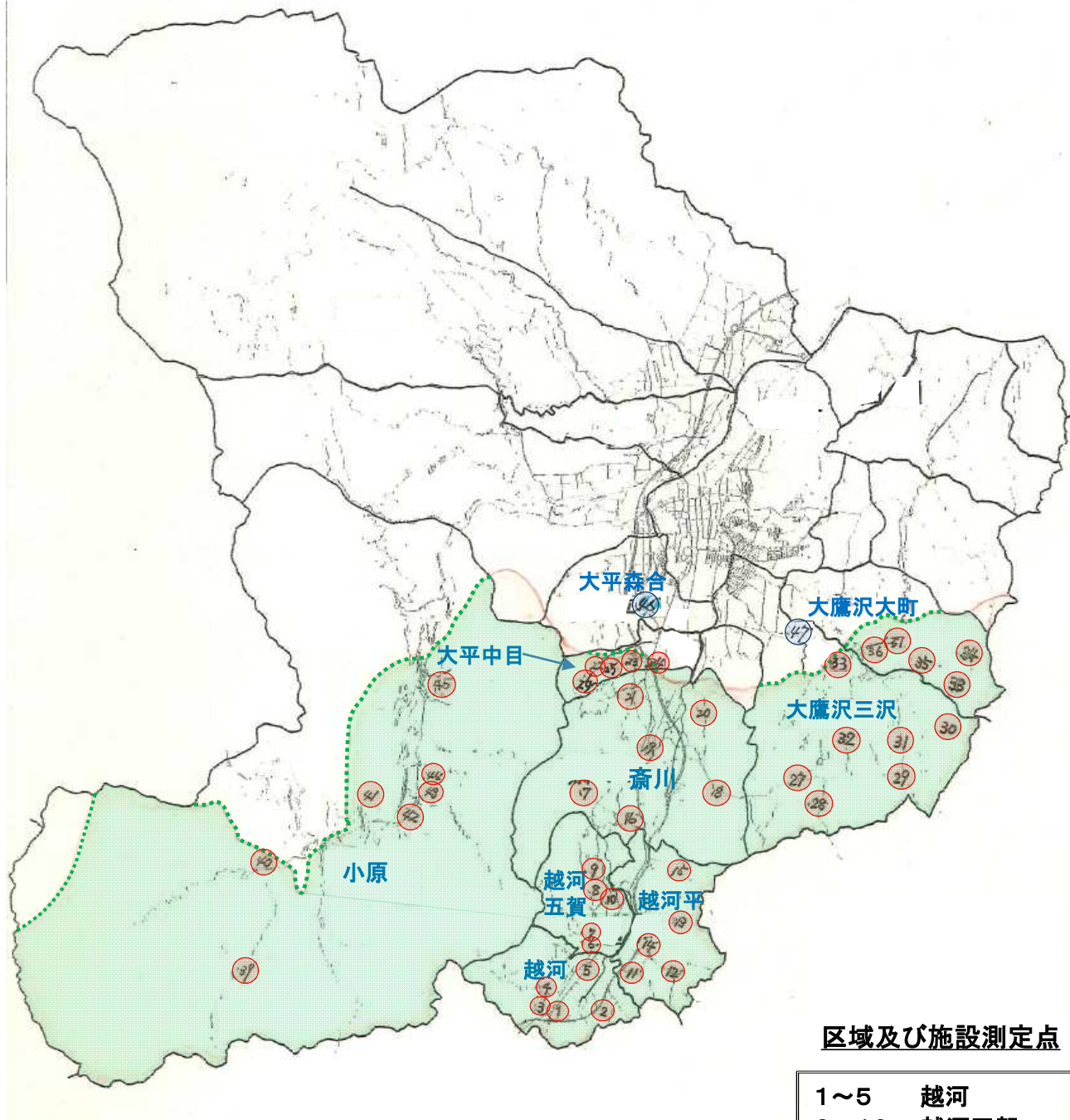
(5) 事業者が留意すべき事項

市は、市の委託を受けて除染を行う事業者が「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」に基づき、労働安全衛生に細心の注意を払い、作業従事者が受ける放射線量を適切に管理するよう指示します。

(6) 計画の見直し等

本計画については、除染作業の進捗状況や空間放射線量の推移を見極めながら、適宜見直しを行います。また、除染は初めての取り組みであることから、有効性の検証と効果的・効率的な除染方法を見いだすことが重要です。よって、除染の効果の評価結果及び新たな除染技術の開発等によっても見直しを行います。

除染実施区域及び施設 (第1版用)



除染実施区域及び施設

区域及び施設測定点

1～5	越河
6～10	越河五賀
11～15	越河平
16～21	斎川
22～26	大平中目
27～33	大鷹沢三沢
34～38	大鷹沢大町
39～45	小原
46	大平小学校
47	大鷹沢小学校